

入国制限緩和と A S F 対策の取組み状況

入国制限緩和の状況

※報道ベース

【入国制限緩和の方向性】

- ・ 新型コロナの感染拡大防止のため、政府は129カ国・地域からの外国人を原則入国拒否としている。（日本からの入国制限は140カ国・地域）
- ・ 渡航制限の緩和は、感染状況が落ち着いたベトナムとの間で先行実施。6月末にはベトナムに臨時便を運航して一部往来が再開した。
- ・ このほか、タイ、オーストラリア、ニュージーランドとも協議し、台湾、シンガポール、ブルネイなどへの拡大も検討している。ビジネス目的を優先し、段階的に留学、観光まで広げる考え。
- ・ 7月1日にはEUが渡航禁止措置の対象から日本を解除。日本の外務省は欧州全域に渡航中止勧告を出しているが、日本人の往来が活発化する恐れがある。

<参考：ベトナムにおける A S F の発生状況>

初発生：2019年2月1日

直近：2020年7月1日

発生数：6, 122件

飼養頭数：約2, 815万頭

国の A S F 対策

【水際検疫の強化】

- 家畜防疫官の増員（R2年度491名体制）、検疫探知犬の増頭（R2年度末140頭体制）
- 畜産物の違法持込みへの対応の厳格化（警告書の交付、違反者情報の記録、2019年4月以降6件9名の逮捕者）
- 国際郵便の検査強化
- 高リスク便に対する検査の重点化（探知犬、口頭質問）
- 国内の空海港における靴底消毒（消毒マットの設置）、車両消毒の徹底

- 発生国への注意喚起
 - ・中国、ベトナム、韓国国内のSNS、旅行代理店等を通じた注意喚起
 - ・注意喚起動画をYouTube配信（英語、中国語、ベトナム語 他）
 - ・航空会社等へ機内アナウンス依頼（日本向け中国便、韓国便の9割）
- 税関申告書の様式の変更
- 家畜防疫官の権限等の強化（家伝法の改正）
 - ・出入国者の畜産物の携行について、家畜防疫官の質問、検査権を規定
 - ・違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう規定
 - ・輸出入検疫に関する罰則を強化
- 関係機関を通じた外国人技能実習生への注意喚起

【飼養衛生管理の徹底、強化】

- 知事が、助言・指導を経ずに勧告・命令できるよう措置（家伝法の改正）
- 飼養衛生管理に関する罰則強化（家伝法の改正）
- 飼養衛生管理に係る責任者の新設（家伝法の改正）
- 飼養衛生管理マニュアルの作成（家伝法の改正）
- 衛生管理区域の運用の厳格化（家伝法の改正）
- 野生動物侵入防護柵、防鳥ネットの設置（家伝法の改正）
- エコフィールドの加熱の厳格化（家伝法の改正）

【予防的殺処分への位置づけ】

- 予防的殺処分の対象疾病にASFを追加（家伝法の改正）

県のASF対策

【国への提言活動】

- 全国知事会にCSF対策PTを設置し、ASF対策を含む提言活動を実施
 - ・国は予防的殺処分、水際対策の強化等を位置付けるため家伝法を改正
- 直近（6/4）の全国知事会では、アフターコロナにおけるASF対策を提言

【農場を守る対策】

- 衛生管理強化に必要な取組みをソフト・ハード両面で支援（R2：1億円）
- 施設整備に係る県独自の推奨基準や事例集等の作成（作成中）
- 農場関係者に対する衛生管理強化に関する研修会等の開催（準備中）
- 地域一体での防疫強化に向けた「地域防疫を考える会」の開催（準備中）

【野生いのしし対策】

- 死亡個体の全頭ASF検査（6月末時点で46頭検査、全て陰性）
- 捕獲の強化（年間1万5千頭を目標に捕獲を強化）

【一般向け対策の強化】

- 遊歩道の入口に消毒剤を設置（R2.6現在：22カ所）
- 遊歩道の入口に石灰帯を設置（R2.6現在：72カ所）
- 食べ残し残渣適正処理啓発看板の設置（R2.6現在：登山道等に158カ所）

全国知事会における提言の概要

本年6月に開催された全国知事会において、アフターコロナを見据えたCSF・ASF対策についての国への提言を決議した。

<認識している課題>

- 韓国、ベトナム、カンボジアなど、アジアだけでも13の国と地域にASFが拡大（R2年5月時点）。
- これまでに我が国の空海港で、ASFウイルス陽性の豚肉製品の持ち込みが88例（R2年2月時点）確認。
- 今後、新型コロナ感染が終息に向かい、再び海外からの観光客や労働者を多く迎え入れるようになるなど、国内外の人・モノの移動が活発になれば、ASFの国内侵入・拡散のリスクが高まる。

<提言の概要>

【国内侵入防止のための水際対策強化】

- ASFの国内侵入に備え、水際対策の更なる強化を図るとともに、野生いのししへの感染が発生した場合には、国自ら早期の封じ込めを図るなど、水際対策とまん延防止策を一連で行うための体制を構築するため、所要の予算措置を行うこと。

【ウイルス拡散を防ぐ野生いのしし対策】

- 野生いのしし対策について、国主体で全国的な浸潤状況等を調査分析のうえ、終息に向けた統一的な対処方針を策定するとともに、捕獲や経口ワクチン散布などの対策に必要な予算を確保すること。

【最後の砦となる農場を守る対策】

- 家畜伝染病予防法や養豚農業振興法の改正の趣旨を踏まえ、都道府県が定める飼養衛生管理指導等計画に位置づけて行う施設整備に対する補助制度を創設するとともに、発生農家や産地の再生に向けた支援策の充実を図ること。

アジアにおけるASFの発生状況

農林水産省HPより

■：2018年8月以降発生があった国、地域

■：発生箇所

インド
初発生：2020年1月26日
発生数：豚11件
(直近の発生：2020年4月23日、豚)
豚飼養頭数：約848万5240頭

ミャンマー
初発生：2019年8月1日
発生数：豚3件
(直近の発生：2020年6月28日、豚)
豚飼養頭数：約1293万4454頭

ラオス
初発生：2019年6月2日
発生数：豚139件、野生いのしし2件
(直近の発生：2019年9月5日、豚)
豚飼養頭数：約382万4663頭

カンボジア
初発生：2019年3月22日
発生数：豚13件
(直近の発生：2019年7月8日、豚)
豚飼養頭数：約176万952頭

ベトナム
初発生：2019年2月1日
発生数：豚6122件
(直近の発生：2020年7月1日、豚)
豚飼養頭数：約2815万1948頭

インドネシア
初発生：2019年9月4日
発生数：豚465件
(直近の発生：2019年9月4日、豚)
豚飼養頭数：約854万2000頭

モンゴル
初発生：2019年1月9日
発生数：豚11件
(直近の発生：2019年2月6日、豚)
豚飼養頭数：約2万7819頭

北朝鮮
初発生：2019年5月23日
発生数：豚1件
(直近の発生：2019年5月23日、豚)
豚飼養頭数：約261万1312頭

韓国
初発生：2019年9月17日
発生数：豚14件、野生いのしし670件
(直近の発生：2020年7月13日、野生いのしし)
豚飼養頭数：約1133万2812頭

中国
初発生：2018年8月3日
発生数：豚179件、野生いのしし4件
(直近の発生：2020年5月30日、豚)
豚飼養頭数：約4億4158万9200頭

香港
初発生：2019年5月2日
発生数：豚3件 ※同一のと畜場における発生
(直近の発生：2019年9月3日、豚)
豚飼養頭数：約15万3458頭

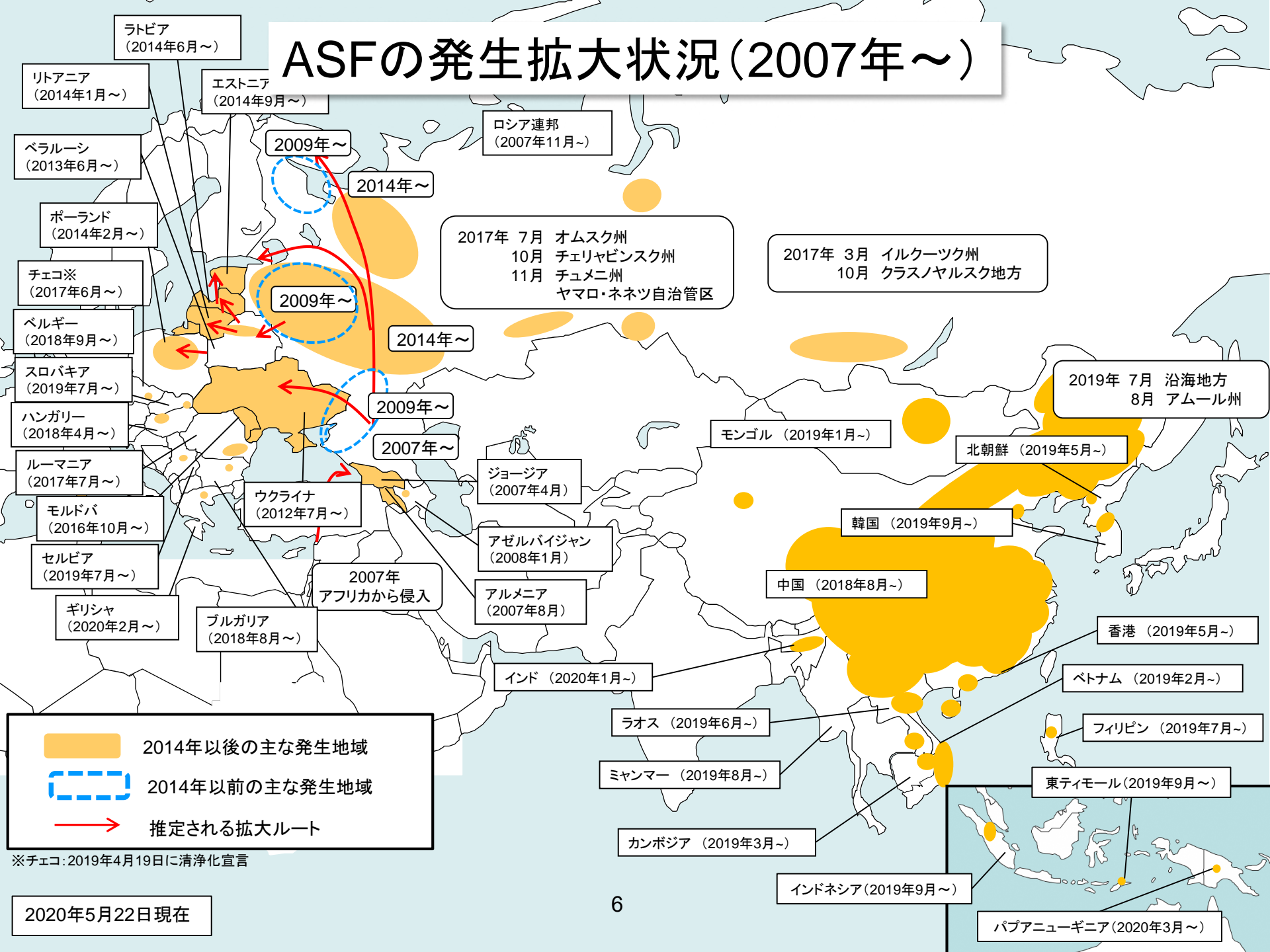
フィリピン
初発生：2019年7月25日
発生数：豚365件
(直近の発生：2020年6月10日、豚)
豚飼養頭数：約1260万4441頭

東ティモール
初発生：2019年9月9日
発生数：豚126件
(直近の発生：2019年12月17日、豚)
豚飼養頭数：約39万2281頭

赤字は更新箇所
OIE報告等の情報を元に作成
発生日：OIE報告による発生が確認された日
飼養頭数：FAO統計(2018)による

2020年7月9日現在

ASFの発生拡大状況(2007年～)



ラトビア (2014年6月～)

リトアニア (2014年1月～)

エストニア (2014年9月～)

ロシア連邦 (2007年11月～)

ベラルーシ (2013年6月～)

2009年～

2014年～

ポーランド (2014年2月～)

2017年 7月 オムスク州
10月 チェリャビンスク州
11月 チュメニ州
ヤマロ・ネネツ自治管区

2017年 3月 イルクーツク州
10月 クラスノヤルスク地方

チェコ※ (2017年6月～)

2009年～

ベルギー (2018年9月～)

2014年～

スロバキア (2019年7月～)

ハンガリー (2018年4月～)

2009年～

ルーマニア (2017年7月～)

2007年～

モルドバ (2016年10月～)

ウクライナ (2012年7月～)

ジョージア (2007年4月)

モンゴル (2019年1月～)

北朝鮮 (2019年5月～)

セルビア (2019年7月～)

アゼルバイジャン (2008年1月)

韓国 (2019年9月～)

ギリシャ (2020年2月～)

ブルガリア (2018年8月～)

アルメニア (2007年8月)

中国 (2018年8月～)

香港 (2019年5月～)

インド (2020年1月～)

ベトナム (2019年2月～)

ラオス (2019年6月～)

フィリピン (2019年7月～)

ミャンマー (2019年8月～)

東ティモール (2019年9月～)

カンボジア (2019年3月～)

インドネシア (2019年9月～)

パプアニューギニア (2020年3月～)

※チェコ: 2019年4月19日に清浄化宣言

A S F 防疫指針に基づく感染発生時の主な防疫対応

◎は対応内容の検討が必要な項目

項 目	Ⅰ 飼養豚で発生した場合		Ⅱ 野生いのししで発生した場合	
	農場等における防疫対応	野生いのしし対策	農場等における防疫対応	野生いのしし対策
発生農場・確認地点 ～1 km 圏内	【感染疑い】 ・該当農場の移動制限、立入制限、消毒	—	—	【感染疑い】 ・確認地点の消毒の徹底 ・防護柵等による囲い込みの実効性確認 ・個体数削減に向けた捕獲体制の確認 ◎確認地点付近の生息状況等の確認
	【感染確定】 ・農場周辺の通行の制限又は遮断 ・感染経路究明のために行う検体の採材 ・発生農場の防疫措置 （粘着シート、殺鼠剤等の散布を含む） ・1km 圏内農場を含む消石灰の散布等 ・消毒ポイントの設置 ・家畜市場等で発生した際の移動制限の設定	—	【感染確定】 ・近隣の農場周辺への消毒ポイントの設置	【感染確定】 ・確認地点への立入制限 ・周辺の山道の出入口への消毒ポイントの設置（一般車両、通行人含む） ・確認地点の消毒徹底と速やかな焼埋却
3 km 圏内	【感染疑い】 ・移動自粛の指導、疫学情報の収集 ・飼養状況の把握	—	—	—
	【感染確定】 ・移動制限区域の設定、消毒ポイントの設置 ・と畜、豚を集合させる催物、放牧の停止 ・と畜場、化製処理施設等への消毒の命令 ・24 時間以内の立入検査 ◎予防的殺処分の決定の際の農水大臣から知事への意見聴取 ・予防的殺処分の実施	【感染確定】 ・発生農場の周囲における野生いのししの感染確認検査	【感染確定】 ・農場周辺の通行の制限又は遮断 ◎予防的殺処分の決定の際の農水大臣から知事への意見聴取 ・予防的殺処分の実施	【感染確定】 ◎死亡個体の積極的な搜索と P C R 検査
10km 圏内	—	—	【感染疑い】 ・農場戸数、飼養頭数の確認 ・農場に対する移動自粛指導	—
	【感染確定】 ・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置 ・健康観察の徹底、死亡頭数等の報告徴求 ・豚を集合させる催物の停止 ・農場の飼養衛生管理状況の確認 ・直ちに改善が必要な場合の勧告、命令	—	【感染確定】 ・移動制限区域の設定、消毒ポイントの設置 ・健康観察の徹底、死亡頭数等の報告徴求 ・と畜、豚を集合させる催物、放牧の停止 ・と畜場、化製処理施設等への消毒の命令 ・立入検査による特定症状の確認 ・農場の飼養衛生管理状況の確認 ・直ちに改善が必要な場合の勧告、命令	【感染確定】 ・死亡・捕獲個体の P C R 検査 ◎3 km 圏の外接地域における捕獲強化 ◎防護柵等による囲い込み（可能な限り）

【今後の検討課題】

○半径 500m～3km 圏内の予防的殺処分に係る知事意見提出にあたっての判断基準の整理

○野生いのししでの A S F 発生時の県の初動対応の検討

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・隣県で野生いのししに A S F が発生した際の対応 ・3 km 圏の内外における捕獲強化体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染いのしし確認地点 3 km 圏内における積極的な搜索体制 ・柵等による囲い込みの可否と実施方法 |
|---|---|

農場の飼養豚におけるASF感染確認時の防疫対応

項目	防疫指針の規定（措置内容）	県の対応		
1. 発生予防対策	(1) 平時からの取組み	①海外における最新の発生状況等についての関係者への周知	平時から実施中（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）	
		②外国人労働者、技能実習生等の窓口団体、受入農場等への飼養衛生管理基準の周知		
		③関連事業者への飼養衛生管理基準の周知、消毒設備の設置等の指導		
		④農場毎の飼養頭数、埋却地等の把握、地図情報システム等での整理		
		⑤防疫に必要な人員確保、消毒ポイントの調整・整理、資材・薬品等の備蓄、重機・操縦者等の調達先の確認、死亡豚保管場所の確保 ※資材、重機等の調達については、可能な限り防疫協定を締結		平時から実施中（家畜防疫対策課、各農林事務所、各家畜保健衛生所） ・建設業協会、JAサポートと協定を締結・再締結中
		⑥殺処分にかかる埋却地の確保支援		埋却地調査含め平時から実施中（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
		⑦農家に対する食品残渣給与の確認、適正な加熱処理等の指導		平時から実施中（畜産振興課、家畜防疫対策課、各農林事務所、各家畜保健衛生所）
	(2) 発生に備えた体制の構築・強化	①飼養衛生管理指導、家畜防疫員の確保、非常勤の家畜防疫員・重機等操縦者・他県への応援家畜防疫員のリストアップ	平時から実施中（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）	
		②近隣県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会等との連絡体制の整備	整備済み（家畜防疫対策課、各農林事務所、各家畜保健衛生所）	
		③防疫演習の実施、家畜防疫員の育成、発生時のと畜場等関連事業者との役割分担の整理等	定期的な演習（机上含む）を実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）、今後も実施予定	
		④総務部局、精神保健部局との防疫措置時の相談窓口設置等の調整	調整済み（家畜防疫対策課、農政課）	
		⑤家畜保健衛生所と民間獣医師、民間検査機関との連携強化	平時から実施中（各家畜保健衛生所）	
		⑥防疫責任者の在任期間の長期化、異動の際の十分な引継ぎ	平時から実施中（家畜防疫対策課）	
(3) 浸潤状況調査と野生いのしし対策	①年1回の農場への立入検査、異常豚の病性鑑定の実施	平時から実施中（各家畜保健衛生所）		
	②全ての病性鑑定事例について、解剖検査、ASF抗原検査を実施			
	③野生いのしし生息状況の把握、積極的な検体収集、感染調査の徹底	平時から実施中（野生いのしし対策室、各家畜保健衛生所）		
	④上記①～③の調査結果の国への報告（陽性の場合はその都度）	平時から実施中（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）		
2. 豚における防疫対応	(1) 異常豚の発見、検査の実施等	①異常豚の国への報告、農場への家畜防疫員の派遣、移動自粛の指導	CSF対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）	
		②異常豚発生農場における臨床検査の実施、特定症状の国への報告		
		③国への検体送付、家保におけるPCR検査の実施、他疾病の検査		
		④当該農場の移動制限の実施、立入制限、消毒、3km圏内の農場への移動自粛の指導、疫学情報の収集・国への提出		
		⑤畜舎の配置、周辺農場の飼養状況の把握、防疫措置の人員・資材、埋却地等の確保、消毒ポイントの選定、市町村・近隣県への連絡等		
		⑥と畜場で異常豚を発見した際の②④の実施、必要に応じ他県へ連絡		
	(2) 病性判定時の措置	①豚所有者、市町村、獣医師会、警察、自衛隊、近隣県等への連絡	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所等が対応	
		②対策本部の開催、役割分担、連絡体制の構築	農政課、家畜防疫対策課、家畜伝染病対策課が対応	
		③報道機関への公表（農林水産省と同時に）	農政課、畜産振興課、家畜防疫対策課、家畜伝染病対策課が対応	
		④疫学調査、防疫措置、移動制限、消毒ポイント等の人員確保、国報告	CSF対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家保、各農林）	

(3) 発生農場における防疫措置	・と殺、死体等の焼埋却処理、畜舎の消毒、殺鼠剤・殺虫剤の散布等	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課をはじめ全所属）
(4) 通行の制限、遮断	①発生農場周辺の通行の制限又は遮断	C S F 対応に準じて実施（各農林事務所）
	②関係市町村の住民への説明	C S F 対応に準じて実施（各農林事務所、各家畜保健衛生所）
(5) 移動制限、搬出制限の設定	①発生農場の 3km 圏内の移動制限区域の設定	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	②発生農場の 10km 圏内の搬出制限区域の設定	
	③家畜市場、と畜場での感染時には、その 1km 圏内の移動制限の設定	
	④③の場合、出荷元農場について、①②を実施	
	⑤制限区域内の農場に対する「健康観察の徹底」、「飼養衛生管理の徹底」、「毎日の死亡頭数等報告」の指導	
(6) 家畜集合施設の開催の制限等	①移動制限区域内の「と畜場でのと畜」、「家畜市場等の豚を集合させる催物」、「放牧」の停止	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	②移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等への消毒の命令	
	③搬出制限区域内の「家畜市場等の豚を集合させる催物」の停止	
(7) 消毒ポイントの設置	・発生農場周辺（概ね 1km 範囲内）、制限区域の境界等への消毒ポイントの設置（一般車両も消毒）	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所、各農林事務所）
(8) ウイルスの浸潤状況の確認等	①「2(1)④」の疫学情報、人・車の出入等による疫学調査の実施	平時から確認、発生時も再確認（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	②疫学関連農場における「特定症状の有無の確認」、「必要な検査の実施」、「健康観察及び毎日の死亡頭数等報告の指導」	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	③疫学関連農場における移動制限措置の実施	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	④A S F 発生が確認後、24 時間以内の移動制限区域内の農場への立入検査、検体採取、P C R 検査の実施、国への検体送付	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所が対応
	⑤患畜・疑似患畜判定時には、立入検査、直近の調査結果、これまでの指導等から、制限区域内農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認	平時から実施中、立入調査を実施した時点も対応（各家畜保健衛生所）
	⑥まん延防止のため、直ちに改善が必要な場合の勧告、命令	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所が対応
(9) 野生いのししの感染確認検査	・発生農場の周囲の地域における野生いのししの感染確認検査を実施	野生いのしし対策室が対応
(10) 予防的殺処分	①地域と家畜の指定について、知事の意見を聴く必要あり（家伝法）	知事から農水大臣に意見
	②農場や野生いのししの状況を踏まえて国が予防殺の可否を決定	と殺は C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課をはじめ全所属）
(11) ワクチン	・A S F に効果的なワクチンは開発されていないため実施しない	—
(12) 豚の再導入	①再導入予定農場への立入検査、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、モニター豚導入、再導入後の毎日の臨床観察、異常時の届出の指導	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所が対応
	②導入 2 週間後のモニター豚の臨床検査、P C R 検査	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所が対応
	③移動制限区域の解除後の立入による臨床検査（少なくとも 3 カ月）	
(13) 発生の原因究明	・疫学情報、豚・人・車両の出入り、飼料、海外渡航履歴、物品の移動、野生いのししの感染状況等の網羅的な検査を国と連携して実施	国の検査チームに同行（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）

野生いのししにおけるASF感染確認時の防疫対応

項目	防疫指針の規定（措置内容）	県の対応	
1. ASF感染の疑いが生じた時点	(1) 消毒及び検体の送付	①感染が疑われる野生いのししの確認地点の消毒の徹底 ②国（動物衛生研究部門）への検体送付	平時から実施中（家畜伝染病対策課、家畜防疫対策課、環境企画課） 中央家畜保健衛生所が対応
	(2) 陽性判定時に備えた準備 〔国による遺伝子検査の結果が出るまでに、①～⑦の内容を国へ報告〕	①確認地点10km圏内農場戸数、飼養頭数の確認	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
		②周辺農場の豚の殺処分に必要な人員、資材の確認	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所等）
		③埋却地、焼却施設等の確保状況の確認	平時から実施中（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
		④消毒ポイントの設置場所の選定	C S F 対応に準じて実施（各農林事務所、各家畜保健衛生所）
		⑤市町村、隣県、関係団体への連絡	家畜防疫対策課、各農林事務所、各家畜保健衛生所が対応
		⑥10km圏内の農場への移動自粛指導	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
		⑦防護柵による囲い込みの実効性と個体数削減の体制の確認	囲い込み実施の可否、方法を検討
2. 国によるASFの陽性判定時	(1) 関係者への連絡	・豚所有者、市町村、獣医師会、警察、自衛隊、近隣県等への連絡	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所が対応
	(2) 対策本部の設置	・対策本部の開催、役割分担、連絡体制の構築	農政課、家畜防疫対策課、家畜伝染病対策課が対応
	(3) 報道機関への公表	・報道機関への公表（農林水産省と同時に）	農政課、畜産振興課、家畜防疫対策課、家畜伝染病対策課が対応
3. 農場等へのウイルスの侵入防止	(1) 通行の制限、遮断 CFS、ASFともに、必要に応じて実施する。	①確認地点周辺への不要不急の立入の制限	C S F 対応に準じて実施（各農林事務所）
		②確認地点の3km圏内の通行の制限又は遮断	
		③関係市町村の住民への説明	
	(2) 移動制限区域の設定 C S F の場合は、ワクチン接種地域では設定しない。	①確認地点の10km圏内の移動制限区域の設定	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課）
		②区域内の農場に対する「健康観察の徹底」、「飼養衛生管理の徹底」、「毎日の死亡頭数等報告」の指導	C S F 対応に準じて実施（各家畜保健衛生所）
	(3) 家畜集合施設の開催の制限等	①移動制限区域内の「と畜場でのと畜」、「家畜市場等の豚を集合させる催物」、「放牧」の停止	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
		②移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等への消毒の命令	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	(4) 消毒ポイントの設置 C S F : 必要に応じ実施 A S F : 実施	①確認地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界等への消毒ポイントの設置（一般車両も消毒）	C S F 対応に準じて実施（環境企画課、畜産振興課、家畜防疫対策課、各農林事務所、各家畜保健衛生所）
②山道等への設置の場合は、通過する「人」の消毒も徹底		関係部局（環境）と連携して対応	
4. 野生いのしし間の感染拡大の防止	(1) ウイルスの浸潤状況の確認 A S F のみの規定	①確認地点等の10km圏内における、死亡・捕獲いのししのPCR検査	家畜防疫対策課、中央家畜保健衛生所が対応
		②確認地点3km圏内での、死亡いのししの積極的な搜索とPCR検査	「積極的」な搜索の具体的な方策を検討
		③3km圏の外接地域における捕獲強化	捕獲強化の具体的な方策を検討
		④捕獲強化の際の防護柵等による囲い込み（可能な限り）	囲い込み実施の可否、方法を検討
		⑤移動制限区域内の農場への立入検査による特定症状の確認	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	(2) ウイルスの拡散防止	・猟友会等に対する、確認地点の消毒徹底と速やかな焼却の要請	C S F 対応に準じて実施（野生いのしし対策室）
	(3) 飼養衛生管理基準の遵守状況確認	①移動制限区域内の農場への立入検査、飼養衛生管理基準の遵守状況調査結果、これまでの指導等による、農場の衛生管理状況の確認	C S F 対応に準じて実施（各家畜保健衛生所）
		②まん延防止のため、直ちに改善が必要な場合の勧告、命令	発動基準を予め検討のうえ対応
5. 予防的殺処分	○予防的殺処分	①地域と家畜の指定について、知事の意見を聴く必要あり（家伝法）	知事から農水大臣に意見
		②農場や野生いのししの状況を踏まえて国が予防殺の可否を決定	と殺はC S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課をはじめ全所属）